

別記様式第1号(第四関係)

# 新たな森林活用による地域活性化計画

山形県小国町

平成19年8月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	新たな森林活用による地域活性化計画						
都道府県名	山形県	市町村名	小国町	地区名(※1)	小国町	計画期間(※2)	平成19年～平成23年

## 目 標 : (※3)

本町は町域の90%以上が森林で覆われている。しかも、その約70%はブナを中心とする天然広葉樹林である。ブナの木の白い樹皮と降り積もる真っ白な雪から共通してイメージできる色「白」を基調に、町全体を「白い森」とよんでいる。現在町では、こうしたすぐれた自然環境と地域資源を評価し、大切にしながら保全・培養して、町全体を自然と人間との共存の在り方を、体験的、保養的に学習できる多彩な生活空間の形成を目指す「白い森構想」をまちづくりの根底に据えている。本町の豊かな森林資源を活用しつつ後世に確実に引き継いでいくための指針として、小国町環境基本計画を策定した。この中で、木質バイオマスの利用推進を重点プロジェクトの一つに位置づけ、持続的な林業経営や木質バイオマスを活用した事業化の推進を掲げている。その具体的な取り組みとして、既存の温水供給施設の熱源を、化石燃料から木質バイオマスに転換することとした。これにより、新たに年間約4,000トン(チップボイラーへの供給量は約700トン)の木質チップが生産されるとともに、約150キロリットルの重油消費の削減(これまでの45%)が見込まれる。このチップ生産に伴い、間伐材や林地残材の活用が図られるとともに、林業従事者の就業の場を確保しその急速な減少に歯止めをかけるほか、地域産物の販売量が計画期間内で73%増加するものと見込まれる。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

本町は山形県の西南端、新潟県境に位置し、両県庁所在地である山形市と新潟市までそれぞれ約80kmの地点にある。面積は737.55km<sup>2</sup>で、山形県総面積の7.9%を占め、東京23区よりもやや広い。町土の90%は山林で覆われている。周囲を大朝日岳、飯豊山を主峰とする1,000m級の連山に囲まれ、気候は典型的な日本海側気候に属し、特に、冬季には全国屈指の豪雪をもたらす。積雪は町中心部で2m、山間奥地の集落では4mにも及ぶ所がある。平均気温は11.0℃で、年間平均降水量は2,272mmである。本町の人口は、9,742人(H17国調)で、産業構造は第一産業が7.2%、第二産業が48.0%、第三産業が44.8%である。また、平成16年度市町村民経済計算に基づく産業別総生産は、第一産業が2.4%の8億1千4百万、第二産業が43.2%の146億5千4百万円、第三産業が54.4%で184億5千4百万円となっている。

### 現状と課題

人口減少・少子高齢社会の急速な進展は、山村地域における農業・林業の担い手の高齢化や減少に一層拍車をかけ、その維持保全に大きな打撃を与えており、本町もまさに同様の状況にある。本町の森林面積は2000年センサスで65,531haとなっており、その割合は国有林が71%、民有林が29%である。本町の林家戸数は同センサスで628戸であるが、その78%が5ha以下の零細林家である。林家の収益性の低下、林業担い手の高齢化の進行、木材価格の低迷とも相まって、森林施業に対する森林所有者の意欲が低下してきており、放棄林が増加傾向にある。林業従事者は、1980年センサスで930人であったが、1990年に372人、2000年には119人へと急激に減少している中、今後、いかに地域の活性化を図っていくかが課題となっている。

### 今後の展開方向等(※4)

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、「水源かん養」、「生活環境保全」、「保健、文化的機能」、「砂漠化・地球温暖化の防止、大気の浄化」といった特徴的な機能を重視し、育成途中にある人工林の適正管理、天然広葉樹林の育成整備、広葉樹林の人工林化促進、長伐期施業、景観形成維持等に取り組んでいく。公共施設の整備にあたって町内産木材を活用するとともに、一般住宅における町内産木材の利用拡大を図るため小国の家づくり助成事業を展開していくほか、間伐材や林地残材などの利用推進と二酸化炭素排出削減、並びにこれらに基づく新たな起業を促していくため、木質バイオマスエネルギーの活用を図っていく。これによって、林業従事者の急速な減少に歯止めをかけるとともに、森林の適正な維持保全を目指していく。

**【記入要領】**

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
小国町	小国町	地域資源循環活用施設(自然・資源活用施設)	小国町	有	二	
小国町	小国町	地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	小国町森林組合	有	二	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
小国町	小国町	町有林造林事業	小国町	無	
小国町	小国町	間伐実施推進事業	小国町	無	
小国町	小国町	森林整備地域活動支援推進事業	小国町	無	

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

農山村環境の維持保全にあたっては、引き続き全国同様の農山村地域とともに、情報の共有と相互の発信に努めながら、国土の大半を占める農山村全体の活力向上を目指していく。その具体的な事業の展開にあたっては、県及び近隣・流域市町村や先例団体、さらに同様の事業に取り組む団体と共有の目的を持って森林環境や景観の保全に取り組んでいくこととする。特に、本計画に登載した木質バイオマスエネルギー導入事業に取り組んでいる地域とは積極的な情報交換を行い、本町に適したシステム構築を図っていくとともに、全国的な取り組みに広がるよう情報発信を進めながら事業のコスト軽減に努めていく。

#### 【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

小国町(山形県小国町)	区域面積(※2)	73,525ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積735.25km <sup>2</sup> のうち農林地面積は664.66km <sup>2</sup> で90%を占め、7.2%が農林漁業従事者である。		
②法第3条第2号関係: 林産物の生産向上に伴い、林業従事者の維持・確保を図ることができる。		
③法第3条第3号関係: 市街地を形成している区域ではない。		

#### 【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
該当なし													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

#### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	該当なし	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。  
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

設定した活性化計画の目標達成状況について、以下の内容に留意した分析の上で評価を行う。

- ・数値目標の達成状況
- ・法目的の達成度合い
- ・計画目標等の改善点
- ・今後の計画達成状況の見通し

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

